

国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所言語研修規程

〔昭和 49 年 7 月 5 日  
制 定〕

改正 昭和 50 年 6 月 21 日 昭和 51 年 5 月 31 日  
昭和 53 年 5 月 10 日 昭和 54 年 4 月 1 日  
昭和 55 年 4 月 1 日 昭和 56 年 6 月 8 日  
昭和 57 年 6 月 10 日 昭和 58 年 5 月 31 日  
昭和 60 年 5 月 20 日 昭和 60 年 10 月 9 日  
昭和 62 年 5 月 20 日 昭和 63 年 5 月 20 日  
平成元年 2 月 27 日 平成元年 5 月 12 日  
平成 2 年 3 月 28 日 平成 3 年 4 月 1 日  
平成 4 年 4 月 1 日 平成 5 年 4 月 1 日  
平成 6 年 4 月 1 日 平成 7 年 4 月 1 日  
平成 8 年 4 月 1 日 平成 9 年 4 月 1 日  
平成 10 年 4 月 1 日 平成 11 年 4 月 1 日  
平成 12 年 4 月 1 日 平成 13 年 4 月 1 日  
平成 14 年 4 月 1 日 平成 14 年 4 月 11 日  
平成 15 年 1 月 9 日規則第 1 号 平成 16 年 10 月 14 日規則第 217 号  
平成 17 年 5 月 17 日規則第 28 号 平成 19 年 3 月 8 日規則第 15 号  
平成 22 年 2 月 12 日規則第 27 号  
平成 27 年 3 月 12 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 11 号  
令和 5 年 1 月 19 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）規程第 14 条第 2 項に基づき、研究所が行う言語にかかる研修に関し、必要な事項を定める。

(研修の目的)

第 2 条 研修は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

(1) 教育訓練

ア アジア・アフリカ地域の研究を志す初学者に対する基礎的な言語運用の訓練

イ 現地調査及び文献研究を行うために必要な言語知識及び言語調査の手法等の専門的な知識の教授

(2) 教材整備

学習環境が整っていない言語の教材を作成し、教育訓練により改良を加えることによる基礎的学習環境の整備

(教育訓練期間等)

第 3 条 教育訓練期間・時間及び教育訓練内容については、研究所研修専門委員会（以下「委員会」という。）が審議し、研究所教授会の議を経て、所長が決定する。

(受講資格)

第 4 条 教育訓練の受講を志望することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学在学学生及び卒業生

(2) 第 2 条第 1 号の習得に必要な学力及び動機を有する者

(受講申込)

第5条 教育訓練を志望する者（以下「受講志望者」という。）は、次の書類を指定の期日までに所長に提出しなければならない。

(1) 申込書

(2) 最終学校の卒業（退学）証明書又は在学証明書  
（受講許可）

第6条 所長は、受講志望者について委員会に諮り、適当と認めた者に受講を許可する。  
（受講取消）

第7条 所長は、教育訓練を継続することが不相当と認めた者については、受講の許可を取り消すことができる。  
（受講取止）

第8条 教育訓練受講者は、教育訓練期間満了前に受講を取り止めるときは、その理由を付して所長に願い出なければならない。

2 所長は、前項の願い出を審査し、適当と認められるときはこれを承認する。  
（受講料及びその返還）

第9条 教育訓練受講者は、受講料を前納しなければならない。

2 受講料の額は、別に定める。

3 前条第2項により受講取止を認められた者から、既納の受講料の返還要求があった場合の取扱いについては、別に定める。  
（修了証明）

第10条 所長は、所定の課程を履修した教育訓練受講者の履修状況を審査の上、修了証書を交付する。  
（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、研修について必要な事項は、所長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和49年7月5日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年6月21日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和51年5月31日から施行する。

2 昭和51年4月から同年9月までの受講料は、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この規程は、昭和53年5月10日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和54年4月19日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

2 昭和54年度の入所に係る検定料の額は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和56年6月8日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。
- 2 昭和56年度の入所に係る検定料の額は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、昭和57年6月10日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、昭和58年5月31日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。
- 2 昭和58年度の入所に係る検定料の額は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、昭和60年5月20日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年10月9日から施行する。
- 2 昭和60年度の入所に係る検定料及び入所料の額は、第5条及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、昭和62年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年2月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。